

マイスタイルカード会員規約

一般条項

現行(2023年12月1日改定)	改定後(2024年2月1日改定)
<u>第21条 (書面の交付)</u>	<u>第21条 (書面の交付)</u> <u>1. 日専連は、割賦販売法に基づき情報提供が必要となる項目および貸金業法に基づき交付される書面に記載すべき項目を電磁的方法により提供できるものとし、会員はこれを承諾するものとします。</u> <u>2. 会員は、前項の規定にかかわらず、電磁的方法による提供に代えて、書面の交付を求めることができるものとします。</u>